

平成29年8月25日

株主各位および債権者各位

## 簡易合併公告

東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー  
セメダイン株式会社  
代表取締役 岡部 貫

当社は、平成29年8月8日開催の取締役会において、吸収合併により、平成29年10月1日を効力発生日として、セメダインオートモーティブ株式会社（住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー）の権利義務全部を承継して存続し、セメダインオートモーティブ株式会社は解散することにいたしましたので下記の通り公告いたします。

なお、この合併は、会社法第796条第2項に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を経ずに決定しております。

また、当社はセメダインオートモーティブ株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

### 記

1. 会社法第796条第3項に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日の日から2週間以内に、その旨をご通知ください。
2. この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にその旨をお申し出下さい。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(セメダインオートモーティブ株式会社)

掲 載 紙 官 報

掲載の日付 平成29年7月28日

掲 載 頁 80頁 (号外第165号)

以上